

容量市場の運営窓口業務に係る外部委託の実施について（案）

第 410 回理事会第 4 号議案にて可決された「容量市場の運営補助業務に係る外部委託の実施について」（以下、「原委託業務」）について、以下のとおり仕様を変更し、新規項目を追加する。

1. 概要

原委託業務については、2024 年度容量市場実需給期間業務の円滑な遂行を目的として、「①2023 年度業務（準備期間）」・「②2024 年度業務（実需給期間）」について、2023 年度に一括して入札公告している。①については契約締結済み、②については本年 3 月に契約締結予定である。

今般、実需給期間における広域予備率低下時の供給力提供通知に係るトラブル対応のため、運営窓口業務に係る外部委託業務（以下、「本委託業務」）を実施することとしたい。

なお契約方法については、原委託業務②の仕様を変更し、新規項目を追加のうえ委託契約を締結することとしたい。（契約締結については別途理事会付議予定）

2. 原委託業務の仕様変更により本委託業務を実施する理由

- ・原委託業務②および本委託業務は、容量市場に係る 2024 年度以降の実需給期間において、広域機関が市場管理者として円滑に業務を遂行するための補助業務である
- ・本委託業務は、容量市場におけるリクワイアメントのうち、広域予備率低下時の事業者対応が目的である。原委託業務②も、当該リクワイアメントのアセスメントを業務範囲としており、両業務の親和性と情報連携の必要性が高い。
- ・原委託業務は実需給に向けた準備期間を確保するため 2023 年度に入札公告している。当該入札公告時には本委託業務の要否・仕様が決定していなかったため、今回原委託業務の仕様を変更して、本委託業務を実施するものである。

3. 委託概要

別紙「本業務委託の概要」のとおり

4. 契約先：アルティウスリンク株式会社

5. 委託期間：2024年3月20日～2025年3月20日

以上

【添付資料】

別紙 本委託業務の概要

## 本業務委託の概要

	本委託業務	(参考) 運営補助業務
1. 件名	容量市場の運営窓口業務に係る外部委託	容量市場の運営補助業務に係る外部委託
2. 目的	容量市場に係る 2024 年度以降の実需給期間において、広域予備率低下に伴う供給力提供通知に係るトラブルが発生した際に、広域機関が市場管理者として適切に事業者対応を実施するため	容量市場に係る 2024 年度以降の実需給期間において広域機関が市場管理者として円滑に業務を遂行するため
3. 業務概要	<p>①広域予備率低下時の事業者対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予備率誤算定時の事業者への連絡</li> <li>・その他事業者への連絡対応</li> <li>・事業者対応に必要な準備業務（HP 内容の確認等）</li> </ul> <p>②①に支障のない範囲での容量市場関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実需給期間にかかる業務の補助（主に業務ピーク時）業務（データ入力・確認等）</li> <li>・対外公表資料更新等</li> </ul>	<p>① 実需給期間の準備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実需給期間の準備（各運用実務のマニュアル整備、体制整備、事業者参加テスト）</li> </ul> <p>② 実需給期間に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リクワイアメント・アセスメントに係る業務</li> <li>・ペナルティ・容量確保契約金額に係る業務</li> <li>・容量拠出金に係る業務</li> <li>・実効性テストに係る業務</li> </ul> <p>③ ①②期間における容量市場全般に係る問合せ業務</p>
4. 想定要員	<p>オペレーションリーダー：1 名</p> <p>オペレーター：1 名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実需給期間の準備業務（問合せ対応含む） 全体管理者：1 名、オペレーションリーダー：1 名、オペレーター：4 名程度</li> <li>・実需給期間に係る業務（問合せ対応含む） 全体管理者：1 名、オペレーションリーダー：1 名、オペレーター：8 名程度</li> </ul>
5. 対象時間等	24 時間 365 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容量市場システム稼働時間 9：00～18：00</li> <li>・問合せ窓口稼働時間 9：00～17：00</li> </ul> <p>※土日、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。なお、「②2024 年 3 月～2025 年 3 月：実需給期間に係る業務」の期間において、火曜日が祝日であった場合は稼働日とする。）</p>